

第3回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年11月15日午前8時55分～午前11時10分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	2/3
		使側	3/3
○ 審議要旨 1 金額審議 【審議経過】 労働者代表委員からは、特定（産業別）最低賃金の優位性を考えて、地域別最低賃金の引上げ額より1円でも2円でも上回りたい、働く人にとってはそれがモチベーションにつながるなどの主張がなされた。 使用者代表委員からは、時計と光学・レンズでは業種が異なり、時計産業の状況はわかるが、光学・レンズの状況がわかりにくいいため、地域別最低賃金の引上げ額を上回る引上げは難しいなどの主張がなされた。 労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。 労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。 【公益委員案】 案1「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額925円を60円引き上げ985円（引上げ率6.49%）とする。」 案2「発効日を法定発効とする。」 【結審】 採決の結果、案1は賛成7人により全会一致で公益委員案が議決された。 案2は賛成7人により全会一致で公益委員案が議決された。			
2 その他 特になし。			